

# 年金よくある質問Q&A

## 第3号被保険者について



**Q1** 第3号被保険者とはなんですか。

**A** 厚生年金や共済組合の加入者である夫(妻)に扶養されている、20歳以上60歳未満の妻(夫)を国民年金の第3号被保険者といいます。

**Q2** 第3号被保険者の届出をする時、配偶者(厚生年金・共済組合加入者)の保険料の負担が増えるのではないのでしょうか。

**A** 第3号被保険者の保険料は、配偶者の給料からの天引きではなく、配偶者の加入している厚生

年金や共済組合が制度全体として負担する仕組みになっています。

したがって、第3号被保険者の届出をしても、その配偶者の保険料の負担が増えるわけはありません。

**Q3** 第3号被保険者となれる基準はなんですか？

**A** 生活費の二分の一以上を配偶者の収入でまかなっているかどうか、年収百二十万円未満である

かなどが目安となります。保険料を納める必要はありませんが、配偶者の勤務先に第3号被保険者に該当することを届け出て、資格を得なければなりません。健康保険の被扶養者の届出と一緒にできます。また、配偶者が転職して会社が変

わったときには、新しい勤務先に届出が必要です。

**Q4** 第3号被保険者でなくなったときの届出はどこで行うのですか？

**A** うるま市年金課の窓口で行います。届出が必要なのは、次のとおりです。

- 配偶者が退職したとき
- 収入が増えて(年収百二十万円以上)、配偶者の扶養からはずれたとき
- 離婚したとき

※また、第3号被保険者であった方が就職して厚生年金や共済組合に加入した場合は、自分の勤務先と、配偶者の勤務先の両方に届出が必要となりますので、ご注意ください。

**Q5** 夫が退職すると届出が必要ですか？もし届出をしないと困ることがあるのですか？

**A** 届出が必要です。ご主人が会社をやめると、第2号被保険者から第1号被保険者となり、また、あなたも第3号被保険者から第1号被保険者となりま

す。届出をしないと、将来年金が受けられなくなったり、減額されたりする場合があります。忘れずに年金課の窓口へ届出をしてください。

**国民年金保険料の納付は、便利でお得な口座振替がおすすめてです！**

お問い合わせ

年金課本庁：0973-5498